

平成26年 1 月〇日

各 位

国土交通省港湾局
海岸・防災課
危機管理室長

国際港湾施設における出入管理の確実かつ円滑な実施について（案）

「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（以下「法」という。）」施行規則第五十四条第二項において、「制限区域に人又は車両が正当な理由なく立ち入ることを防止するため、本人確認その他の措置を講ずること」とされており、その具体的な実施方法については、平成22年3月31日付の国土交通大臣告示において、三点確認（本人確認、所属確認、目的確認）が規定されたところです。

これを受けて、国土交通省では、保安の確保と円滑な出入の両立を図ることを目的として、「貨物自動車運送事業法上の事業許可を受けている会社に勤務している者」であり、かつ「雇用保険に加入している常勤雇用者」に対してP S（Port Security）カードを発行するとともに、出入の多いコンテナターミナルにおいては、P Sカードを用いて三点確認を行う出入管理情報システムの導入を進めて参りました。

三点確認の実施にあたっては、これまで関係者への周知や出入管理情報システムの改良等の取組を進めてきたところですが、平成26年6月末をもって習熟期間を終了させることとなっております。

このため、平成26年7月1日より、国際港湾施設への出入に際して三点確認の完全実施を行うこととしております。三点確認ができない人又は車両については、制限区域内へ立ち入ることができなくなりますので、関係者への周知徹底についてご協力の程よろしくお願い致します。

大阪港・神戸港のコンテナターミナルを利用する
トラックドライバーのみなさまへ

- **平成26年7月1日から**
コンテナターミナルへの入場にあたり
三点確認（本人確認、所属確認、目的確認）が
義務化となります。
- 三点確認ができない場合、
コンテナターミナルへの入場が
できなくなります。
- **PSカード**があれば
容易に入場が可能となります。
お早めに申請をお願い致します。

国土交通省港湾局
のHPへ

詳しくは

港湾PSカード

検索

【お問い合わせ先】 近畿地方整備局 PSカード窓口

〒650-0024 神戸市中央区海岸通29番地

電話：078-391-7360 FAX：078-391-7361

アドレス：pscard@pa.kkr.mlit.go.jp